

平成 19 年	1 月 25 日	制定
平成 24 年	10 月 1 日	改正
平成 27 年	6 月 1 日	改正
平成 27 年	9 月 1 日	改正
平成 28 年	8 月 1 日	改正
平成 29 年	4 月 1 日	改正
平成 29 年	6 月 1 日	改正
平成 30 年	4 月 1 日	改正
令和 1 年	10 月 1 日	改正
令和 2 年	7 月 1 日	改正

(株) C I 東海

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第41条の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（確認検査の業務）の実施に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第17条第1項に規定する建築物の確認申請に対する確認審査の手数料は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。

- (1) 一の建築物ごとの延べ面積を審査対象床面積とする。なお、構造計算書を有するものは、構造審査の手数料として構造別にそれぞれ別表第1に掲げる加算額を合計した額とする。
 - (2) 建築物が二以上ある場合にあつて、延べ床面積が30平方メートル以内の建築物は、他の建築物の延べ面積と加算することができ、それを一の建築物とみなし延べ面積の合計を審査対象床面積とする。ただし、30平方メートル以内の建築物が簡易な構造の場合は、加算しない。
 - (3) 法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例対象建築物のうち特例の適用を受けないものは、5,000円を第1号による額に加算する。
 - (4) 既存建築物を同一棟として増築を行う場合にあつては、次のとおりとする。
 - イ 増築を行う部分の床面積の合計を審査対象床面積とした額に、既存建築物（（建築基準法（昭和25年法律第201号）以下「法」という。）第6条第1項第4号（不適格建築物を除く。）に該当する建築物を除く。）の部分の床面積の合計を審査対象床面積として1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超える場合は30,000円を加算した合計額とする。
 - ロ 前イの場合にあつて、既存建築物の部分が構造既存不適格でありその構造耐力を構造計算により確かめたものは、前イの額に構造審査の手数料として構造別に別表第1に掲げる加算額を加算した合計額とする。
 - ハ 前ロの場合にあつて、その構造耐力を耐震診断（第三者機関による耐震診断報告書が添付されている場合を除く。）又は耐震改修に係る部分の構造耐力の審査を要するものは、前イの額に100,000円を加算した合計額とする。なお、既存建築物が法第20条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、見積りによって決定する。
 - ニ 既存建築物の部分と増築を行う部分が構造上一体となる場合にあつて、増築後構造計算を要するものは、前イの額に増築を行う部分を含む全体の延べ面積を審査対象床面積とし、構造審査の手数料として構造別にそれぞれ別表第1に掲げる加算額を合計した額とする。
- 2 前項の場合にあつて、次に掲げるときの手数料の算定方法は、次によるものとする。
- (1) 第1号の建築物が二以上の場合にあつて、同一構造、用途及び類似規模であるときは、

主たる棟の当該建築物の審査対象面積による額に、他棟は当該建築物の延べ面積の1ランク下位の面積を審査対象面積と見なしたときの額を加算した合計額とする。この場合、審査対象面積が最下位の場合は、当該額から確認審査は10,000円を、構造審査は5,000円をそれぞれ減額した額を加算する。

- (2) 第2号の場合にあって、延べ床面積が30平方メートル以内の建築物を加算することにより審査対象床面積が1ランク上位になるときは、加算前の建築物の審査対象面積による額に5,000円を加算した合計額とする。
 - (3) 第4号のイにより既存建築物の部分の額を加算した合計額と、増築を行う部分を含む全体の延べ面積を審査対象床面積と見なしたときの額が相違するときは、いずれか低い方の額とする。
- 3 建築物に係る建築計画において、次に掲げる設計方法による場合の手数料は、次のとおりの額とし、前項による額にそれぞれ加算する。
- (1) 避難安全検証法及び耐火・防火区画性能検証法による場合は、前項の手数料の20パーセントの額とする。
 - (2) 限界耐力計算法による場合は、構造計算書ごとに200,000円とする。
 - (3) 天空率による場合は、特例の区分ごとに10,000円とする。
- 4 建築物が構造計算適合性判定を要する場合にあって、指定構造計算適合性判定機関等(都道府県知事を含む。)に構造計算適合性判定の申請を要するものは、第1項による額に、一の構造計算適合性判定建築物ごとに10,000円を加算する。
- 5 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合の手数料は、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る部分の建築物の床面積の合計の1ランク下位の床面積の合計を審査対象床面積とみなして、別表第1に掲げる額とする。なお、審査対象床面積が最下位の場合は、10,000円を減額した額とする。
- 6 建築物の用途変更を行う場合の手数料は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。
- (1) 建築物全体の用途変更を行う場合にあっては、その建築物の延べ面積を審査対象床面積とする。
 - (2) 建築物の一部の用途変更を行う場合にあっては、用途変更を行う部分の床面積の合計を審査対象床面積とした額に、用途変更を行わない部分(法第6条第1項第4号に該当する建築物を除く。)の床面積の合計を審査対象床面積として1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超えは30,000円を加算した合計額とする。

(工作物又は建築設備の確認申請手数料)

- 第3条 業務規定第17条第1項に規定する工作物又は建築設備の確認申請に対する確認の手数料は、工作物又は建築設備の区分ごとに、1基当たり別表第2に掲げる額とする。
- なお、工作物のうち擁壁にあっては、高さ・工法(練積造及びコンクリート造)別による額

とする（以下第4条及び第7条において同じ。）。

- 2 前項の場合にあって、申請敷地内に2申請以上あり、同一構造、用途及び類似規模であるときの手数料の算定方法は、1申請は主たる工作物又は建築設備による額とし、他の申請は当該額の2分の1の額とする。

（建築物・工作物又は建築設備の計画変更確認申請手数料）

第4条 業務規定第25条に規定する建築物の計画変更確認申請に対する確認の手数料は、次に掲げる建築物の審査対象床面積により、別表第1に掲げる額とする。

- (1) 変更に係る部分の床面積の合計の1ランク下位の面積を審査対象床面積と見なしたときの額とする。なお、審査対象床面積が最下位の場合は、当該額から10,000円を減額する。
- (2) 既申請建築物と棟別で増築を行う場合にあっては、増築する建築物の延べ面積を審査対象床面積とした額とする。
- (3) 前各号に該当しない場合にあっては、10,000円とする。

2 建築物の計画変更により、第2条第3項による設計方法に変更のある場合の手数料は、同項各号による額とする。

3 建築物の計画変更により、第2条第4項による指定構造計算適合性判定機関等に構造計算適合性判定の申請を要する場合の手数料は、一の構造計算適合性判定建築物ごとに10,000円とする。

4 業務規定第25条に規定する工作物又は建築設備の計画変更確認の申請に対する確認の手数料は、工作物又は建築設備の区分ごとに、1基当たり別表第2に掲げる額の2分の1の額とする。

5 直前の確認済証がC1東海以外の機関（以下「他機関」という。）から交付されている建築物・工作物又は建築設備の計画変更確認の申請に対する確認の手数料は、次に掲げる額とする。

- (1) 建築物は、申請建築物の変更後の延べ面積を審査対象床面積とした額とする。
- (2) 工作物又は建築設備は、区分ごとに、1基当たり別表第2に掲げる額とする。

（建築物の中間検査申請手数料）

第5条 業務規定第29条第1項に規定する建築物の中間検査申請に対する検査の手数料は、次に掲げる建築物の構造の種類ごとに、中間検査申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。次条において「施行規則」という。）別記第26号様式）の第3面に記載された検査対象床面積により、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる額とする。

(1) 建築物の構造の種類ごとの検査対象床面積は、次のとおりとする。

イ 木造は、建築物の延べ面積を検査対象床面積とする。

ロ 鉄骨造は、最初の建て方の柱が受ける梁又は桁までの階の部分を検査対象床面積とする。

ハ 鉄筋コンクリート造は、検査を受ける階（スラブ配筋）及び直下の階を含めた部分

を検査対象床面積とする。

二 鉄骨鉄筋コンクリート造は、前号と同じ。

(2) 法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例対象建築物のうち特例の適用を受けないものは、前号による額に5,000円を加算する。

2 前項の場合にあって、同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上であり、同一日に検査ができる時の手数料の算定方法は、1申請は検査対象地域のD・C・Bの順に算定した額に、他の申請は全て検査対象地域をAとして算定した額の合計額とする。

3 直前の確認済証が他機関から交付されている場合にあっては、検査対象床面積が200平方メートル以内は5,000円を、200平方メートルを超え1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内は20,000円を、5,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内は30,000円を加算する。

（建築物の完了検査申請手数料）

第6条 業務規定第35条第1項に規定する建築物の完了検査申請に対する検査の手数は、次に掲げる建築物ごとに、完了検査申請書（施行規則別記第19号様式）の第3面に記載された検査対象床面積により、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる金額とする。

(1) 一の建築物ごとの検査対象床面積とする。

(2) 建築物が二以上ある場合にあって、延べ面積が30平方メートル以内の建築物は、他の建築物の延べ面積と加算することができ、それを一の建築物とみなし延べ面積の合計を検査対象床面積とする。ただし、30平方メートル以内の建築物が簡易な構造の場合は、加算しない。

(3) 法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例対象建築物のうち特例の適用を受けないものは、前号による額に5,000円を加算する。

(4) 既存建築物を同一棟として増築を行う場合にあっては、増築を行う部分の床面積の合計を検査対象床面積とした額に、既存建築物（法第6条第1項第4号に該当する建築物を除く。）の部分の床面積の合計を検査対象床面積として1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内は20,000円を、2,000平方メートルを超えは、30,000円を加算した合計額とする。

2 前項の場合にあって、次に掲げるときの手数料の算定方法は、次によるものとする。

(1) 第1号の建築物が二以上の場合にあって、同一構造、用途及び類似規模であるときは、主たる棟の当該建築物の検査対象面積による額に、他棟は当該建築物の延べ面積の1ランク下位の面積を検査対象面積と見なしたときの額を加算した合計額とする。この場合、検査対象面積が最下位の場合は、当該額から10,000円を減額した額を加算した合計額とする。

(2) 検査対象地域がBからDまでの地域にあって、第1号の建築物が二以上の場合は、一

の建築物は当該検査対象地域で算定した額とし、他の建築物は全て検査対象地域をAとして算定した額の合計額とする。

- (3) 第2号の場合にあって、延べ床面積が30平方メートル以内の建築物を加算することにより検査対象床面積が1ランク上位になるときは、加算前の建築物の検査対象面積による額に5,000円を加算した合計額とする。
 - (4) 同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上であり、同一日に検査ができる時の手数料の算定方法は、1申請は検査対象地域のD・C・Bの順に算定した額に、他の申請は全て検査対象地域をAとして算定した額の合計額とする。
- 3 建築物が建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合にあって、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（所管行政庁を含む。）に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を要するものは、前項に掲げる額に、特定建築行為をしようとする床面積の合計を検査対象床面積として、5,000平方メートル以内は30,000円を、5,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内は50,000円を加算した合計額とする。
- 4 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合の手料金は、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模な模様替えに係る部分の棟の床面積の合計の1ランク下位の床面積の合計を検査対象床面積とみなして、別表第3-Aから別表第3-Dまでに掲げる額とする。なお、検査対象床面積が最下位の場合は、10,000円を減額した額とする。
- 5 直前の確認済証が他機関から交付されている場合にあっては、検査対象床面積が200平方メートル以内は5,000円を、200平方メートルを超え1,000平方メートル以内は10,000円を、1,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内は20,000円を、5,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内は30,000円を加算する。

（工作物又は建築設備の完了検査申請手数料）

第7条 業務規定第35条第1項に規定する工作物又は建築設備の完了検査申請に対する検査の手料金は、工作物又は建築設備の区分ごとに、1基当たり別表第4-Aから別表4-Dまでに掲げる額とする。

- 2 前項の場合にあって、次に掲げるときの手数料の算定方法は、次によるものとする。
 - (1) 申請敷地内に2申請以上の場合にあって、同一構造、用途及び類似規模であるときは、1申請は当該検査対象地域による検査の額のとし、他の申請は検査対象地域をA地域と見なしたときの検査の額の2分の1の額とする。なお、工作物のうち擁壁にあっては、1申請は当該検査対象地域による検査の額のとし、他の申請は全て検査対象地域をA地域と見なしたときの検査の額とする。
 - (2) 同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上の場合にあって、同一日に検査ができるときは、1申請は検査対象地域のD・C・B地域の順の額とし、他の申請は全て検査対象地域をA地域と見なしたときの額とする。
- 3 直前の確認済証が他機関から交付されている場合の手料金は、1基当たり別表第4に掲

げる額の2倍の額とする。

（仮使用認定申請手数料）

第7条の2 業務規定第40条の2に規定する仮使用認定申請に対する認定の手数料は、次に掲げる額とする。

- (1) 仮使用認定に係る建築物は、別表第3の申請対象地域別にそれぞれA地域は40,000円、B地域45,000円、C地域は60,000円又はD地域は70,000円とする。
- (2) 確認済証が他機関から交付されている場合にあっては、前号に10,000円を加算した合計額とする。
- (3) 仮使用認定に係る工作物又は建築設備は、事前に申請内容を聴取し、見積りによって決定する。

（再検査手数料）

第8条 第5条から第7条の2までに規定する中間検査、完了検査又は仮使用認定の結果、再検査が必要とされた場合の手数料は、別表第3-A及び別表第3-B並びに別表第4-A及び別表第4-Bの地域については10,000円、それ以外の地域については30,000円とする。

（追加説明書の手数料）

第8条の2 第6条及び第7条に規定する完了検査の結果、追加説明書が提出され審査を要する場合の手数料は、10,000円とする。

（証明書の手数料）

第9条 業務規定第50条に規定する確認済証等を交付した旨の証明書を発行する場合の手数料は、1通につき4,000円（消費税を含む）とする。

（手数料の減額）

第10条 この手数料規程に定める手数料について、次に掲げる場合にあっては、減額することができる。

- (1) 一団地開発において、継続して多数の申請が見込まれ、業務が効率的に実施できると認められるとき
- (2) 年間をとおして、安定して相当多数の申請が見込まれ、その他の関連業務に対する波及効果が期待できると認められるとき
- (3) その他業務の省力化が図れると認められるとき
- (4) この手数料規程の算定により難いと認められるとき

(手数料の見積り)

第11条 手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 第5条から第8条までの中間検査、完了検査、仮使用認定又は再検査の手数料について、宿泊を要する等の特別なとき
- (2) この手数料規程に定められていない事項に係る手数料のとき

附則

- 1 この規程は、平成19年 1月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年 6月20日から施行する。(適合判定機関設置)
- 3 この規程は、平成19年10月 1日から施行する。(EV型式認証値引)
- 4 この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。(特定行政庁料金改正)
- 5 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。(計画変更等一部改正)
- 6 この規程は、平成21年 7月21日から施行する。(完了検査申請手数料一部引)
- 7 この規程は、平成21年10月 1日から施行する。(記載事項変更手数料廃止)
- 8 この規程は、平成22年 8月16日から施行する。(割増手数料等の改正)
- 9 この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。(既存建築物の審査手数料の改正)
- 10 この規程は、平成23年12月19日から施行する。(業務範囲の拡大による改正)
- 11 この規程は、平成24年10月 1日から施行する。(区域別割増手数料の見直しによる改正)
- 12 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。(床面積の合計に上限の定めによる改正) なお、仮使用認定の業務に係る規定は、別に定める日から施行する。
- 13 この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。(EXP. Jを介する新築建築物及び計画変更の算定方法の改正)
- 14 この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。(三重県の確認検査の業務区域の改正)
- 15 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(建築物エネルギー消費性能適合性判定の追加)
- 16 この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。(追加説明書の手数料の追加)
- 17 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。(特例審査・検査以外の手数料の設定その他全般的な見直し)
- 18 この規程は、令和 1年10月 1日から施行する。(消費税改正に伴う証明書の手数料見直し)
- 19 この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。(擁壁並びに手数料の減額及び見積りの見直し)

別表第1 建築物の建築確認申請手数料（第2条・第4条関係）

（単位：円）

審査対象床面積	確認審査の区分		
	確認審査	構造計算書を有する場合の加算	
		鉄骨造	鉄骨造以外
100㎡以内のもの	20,000	10,000	25,000
100㎡を越え、 200㎡以内のもの	25,000	15,000	30,000
200㎡を越え、 500㎡以内のもの	35,000	30,000	45,000
500㎡を越え、 1,000㎡以内のもの	60,000	40,000	60,000
1,000㎡を越え、 2,000㎡以内のもの	80,000	50,000	80,000
2,000㎡を越え、 3,000㎡以内のもの	120,000	60,000	100,000
3,000㎡を越え、 5,000㎡以内のもの	170,000	70,000	120,000
5,000㎡を越え、 10,000㎡以内のもの	230,000	80,000	140,000
10,000㎡を越え、 20,000㎡以内のもの	310,000	100,000	170,000

別表第2 工作物及び建築設備の確認申請手数料（第3条・第4条関係）

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高さ	確認
	工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	20,000
	5m以内	30,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）		300,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）		40,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）		20,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）		20,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

別表第3-A 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

愛知県 全地域

三重県 桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、津市、松阪市、亀山市、伊賀市、
名張市、朝日町、木曽岬町、川越町、東員町、菰野町

静岡県 湖西市

岐阜県 岐阜市、羽島市、各務原市、可児市、海津市、多治見市、土岐市、
岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、坂祝町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料	完了検査手数料
100 m ² 以内のもの	20,000	20,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	25,000	25,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	40,000	40,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	70,000	70,000
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	100,000	100,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	130,000	130,000
3,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	170,000	170,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	240,000	240,000
10,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	320,000	320,000

別表第3-B 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、
大紀町、南伊勢町

静岡県 浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、森町

岐阜県 大垣市、瑞穂市、瑞浪市、神戸町、北方町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料	完了検査手数料
100 m ² 以内のもの	25,000	25,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	30,000	30,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	45,000	45,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	75,000	75,000
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	105,000	105,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	135,000	135,000
3,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	175,000	175,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	245,000	245,000
10,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	325,000	325,000

別表第3-C 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
 静岡県 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町
 岐阜県 本巣市、山県市、美濃市、関市、美濃加茂市、恵那市、中津川市、垂井町
 関ヶ原町、揖斐川町、池田町、大野町、養老町、富加町、川辺町、御嵩町、
 八百津町

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料	完了検査手数料
100 m ² 以内のもの	40,000	40,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	45,000	45,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	60,000	60,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	90,000	90,000
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	120,000	120,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	150,000	150,000
3,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	190,000	190,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	260,000	260,000
10,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	340,000	340,000

別表第3-D 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

別表第3-A、別表第3-B及び別表第3-Cに属さない市町村（都市計画区域内）

（単位：円）

検査対象床面積	中間検査手数料	完了検査手数料
100 m ² 以内のもの	50,000	50,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以内のもの	55,000	55,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以内のもの	70,000	70,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以内のもの	100,000	100,000
1,000 m ² を超え、 2,000 m ² 以内のもの	130,000	130,000
2,000 m ² を超え、 3,000 m ² 以内のもの	160,000	160,000
3,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以内のもの	200,000	200,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以内のもの	270,000	270,000
10,000 m ² を超え、 20,000 m ² 以内のもの	350,000	350,000

別表第4-A 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

愛知県 全地域

三重県 桑名市、四日市市、鈴鹿市、いなべ市、津市、松阪市、亀山市、伊賀市、
名張市、朝日町、木曾岬町、川越町、東員町、菰野町

静岡県 湖西市

岐阜県 岐阜市、羽島市、各務原市、可児市、海津市、多治見市、土岐市、
岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、坂祝町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高さ	完了検査手数料
工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）		20,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	20,000
	5m以内	30,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）		300,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）		40,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）		20,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）		20,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

別表第4-B 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

静岡県 浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、森町

岐阜県 大垣市、瑞穂市、瑞浪市、神戸町、北方町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高 さ	確 認
	工作物（広告塔等 1 基当たり） （令第 138 条第 1 項第 1～4 号）	
工作物（擁壁） （令第 138 条第 1 項第 5 号）	4m以内	25,000
	5m以内	35,000
工作物（遊戯施設等 1 基当たり） （令第 138 条第 2 項及び第 3 項）		305000
建築設備（昇降機等 1 基当たり） （令第 146 条第 1 項第 1 号）		45,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定） 1 基当たり） （令第 146 条第 1 項第 1 号）		25,000
建築設備（小型昇降機 1 基当たり） （令第 146 条第 1 項第 2 号）		25,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

別表第4-C 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

三重県 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

静岡県 島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町

岐阜県 本巣市、山県市、美濃市、関市、美濃加茂市、恵那市、中津川市、垂井町
関ヶ原町、揖斐川町、池田町、大野町、養老町、富加町、川辺町、御嵩町、
八百津町

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高さ	確認
	工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	40,000
	5m以内	50,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）		320,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）		60,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）		40,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）		40,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

別表第4-D 工作物及び建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

この手数料の検査対象地域は、次の市町村とする。

別表第4-A、別表第4-B及び別表第4-Cに属さない市町村（都市計画区域内）

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高 さ	確 認
	工作物（広告塔等1基当たり） （令第138条第1項第1～4号）	
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	50,000
	5m以内	60,000
工作物（遊戯施設等1基当たり） （令第138条第2項及び第3項）		330,000
建築設備（昇降機等1基当たり） （令第146条第1項第1号）		70,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）1基当たり） （令第146条第1項第1号）		50,000
建築設備（小型昇降機1基当たり） （令第146条第1項第2号）		50,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。